

建設型応急住宅(プレハブ)の入居者募集について

申込受付期間：令和8年8月25日（火）～9月4日（金）

※土日も含みます

1 入居対象者の要件（いずれにも該当する方）

- (1) 令和8年熊本地震における災害（以下「当該災害」という。）時点（令和8年7月28日）において、熊本市に住所を有する方
- (2) 当該災害により、次の要件のいずれかを満たす者
 1. 住家が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない方
 2. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方
 3. 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている方
- (3) 他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方
- (4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方

※り災証明の一次判定が「準半壊」「一部損壊」の方で、二次判定申請中でも受付は致します。

ただし、申込者数が提供戸数を超え抽選となる場合で9/10までに「半壊」以上のり災証明が提出されない場合、今回の抽選には参加できません。

2 申込み時必要書類

- (1) 全ての方が提出
 - 建設型応急住宅入居申込書
- (2) 入居対象者要件に応じて提出
 1. 住家が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない方
 - り災証明書の写し
 2. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であっても住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方
 - り災証明書の写し
 - 住家を解体することが確認できる書類（公費解体・撤去に関する申請書 等）
 3. 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない方
 - 住民票など居住実態がわかるもの
 - （住民票を添付する場合は入居者全員分、続柄記載あり、マイナンバー記載なし）

3 応急（プレハブ）住宅の建設戸数等

	2K(約30㎡) 世帯人数1～3人	3K (約40㎡) 世帯人数4人以上	計
城南（塚原）仮設団地 ※一部ペット可	16 戸	4 戸	20 戸
城南（舞原）仮設団地	16 戸	4 戸	20 戸
富合（平原）仮設団地	6 戸	4 戸	10 戸

4 入居期間

応急住宅の入居日から最長2年以内

5 優先入居の選定基準

以下(1)(2)のどちらにも該当する世帯については、優先的に入居決定を行います。

- (1) 城南町（塚原・舞原）仮設団地については、城南町にお住まいの方
富合町（平原）仮設団地については、富合町にお住まいの方
- (2) 中学生までの子育て世帯、要援護者のいる世帯（要介護者・障がい者等）

※なお、申込み多数の場合は、優先入居を除いた残りの戸数での抽選となります。

6 家賃等

- ① 家賃・敷金・駐車場使用料 : 不要（※各世帯の駐車場使用は1台まで）
- ② 光熱水費、共益費及び自治会費等 : 入居者負担
- ③ 修繕等(軽微なもの、入居者の故意または過失等がある場合) : 入居者負担
- ④ 連帯保証人 : 不要

7 ペットについて

城南町（塚原）仮設団地にペット飼育可能住戸を整備します。（2戸程度）

8 申込み・入居スケジュール

申込受付	書類提出締め切り	入居者抽選	入居予定日
8月25日(火) ～9月4日(金) ※土日も含みます	9月10日(木)	9月12日(土)	9月中旬以降

9 申込方法（問い合わせ先）

下記の方法のいずれかから申請ができます。

(1) 窓口

申請場所：【市役所（本庁）9階 住宅政策課】
【城南まちづくりセンター 3階 総合相談窓口】

(2) 郵送（9/4必着）

郵送先：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市都市建設局住宅部 住宅政策課 宛て

(3) 電子申請 ・ 申請はこちらから → → →



10 抽選について

(1) 抽選日

令和8年9月12日（土）

(2) 抽選場所及び時間

- ・ 富合（平原）仮設団地・・・10時00分から 【南区役所 2F会議室】
- ・ 城南（塚原）仮設団地・・・13時00分から 【火の君文化センター】
- ・ 城南（舞原）仮設団地・・・15時00分から 【火の君文化センター】

【問い合わせ先】熊本市都市建設局住宅部 住宅政策課

TEL：096-328-2438

Mail：jutakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp